

おおくま

お知らせ版

2012年9月15日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
FAX：0242-26-3794
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
http://blog-okuma.jugem.jp/
大熊町公式ホームページ臨時サイト
http://www.town.okuma.fukushima.jp/

大熊町臨時職員登録者を募集します

平成24年10月以降に採用する臨時職員を登録制度により募集します。

この制度は、働きたい職種などの条件をあらかじめ登録していただき、登録された方の中から条件に合う方を選考し、審査後採用するものです。なお、登録されても必ずしも雇用されるとは限りませんので、ご了承願います。

1. 登録職種

- ① 一般事務補助
- ② 学校図書館司書
- ③ 小・中学校、幼稚園用務員
- ④ 特別支援学級担任補助
- ⑤ 介護事務（要資格）
- ⑥ 保健衛生業務補助（要資格、年齢制限なし）
- ⑦ 受付・電話交換業務
- ⑧ 庁舎清掃・駐車場整理業務
- ⑨ 公用車運転手
- ⑩ 農産物への放射性物質移行実証栽培業務（大熊町での作業）

※勤務地

- ①は会津若松市、いわき市、二本松市のいずれか、
 - ⑤・⑥は会津若松市またはいわき市のどちらかです。
- それ以外は会津若松市勤務となります。

2. 受付期間

平成24年9月18日(火)
～9月28日(金)
(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分
※期限を過ぎても随時受付します。

3. 登録資格

・登録日現在、年齢18歳以上で高校卒業以上の学歴を有する方

・自力による通勤ができる方
(駐車場の確保も各自対応)

4. 登録の有効期間

平成24年10月1日
～平成26年3月31日

5. 雇用期間・条件

平成24年10月1日以降
6カ月以内

(ただし、必要と認めるときは更新する場合もあります。)

・勤務時間については原則として町職員に準じます。

6. 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入(資格等のコピー添付)のうえ、総務課行政係まで提出してください。
郵送、ファックスまたはメールでも受け付けます。

なお、申込用紙は会津若松出張所またはいわき連絡事務所に備え付けてあります。町ホームページからもダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
総務課行政係

☎0120-26-3844
Eメール
somu@town.okuma.fukushima.jp

投票立会人の募集について

て

大熊町選挙管理委員会では、衆議院議員総選挙に備えて投票立会人を募集します。

◆応募資格

大熊町の選挙人名簿に登録され、選挙権を有すること。

◆職務内容

大熊町の投票所において、投票が公正に行われるよう立ち会います。

◆従事時間・場所および募集人員

◇投票立会人(選挙当日)

・時間
午前6時30分～午後7時

・場所
大熊町役場会津若松出張所

またはいわき連絡事務所

・募集人員
各投票所3名ずつ

◇期日前投票立会人

・時間
(期日前投票期間中)
午前8時15分～午後8時

・場所

大熊町役場会津若松出張所
またはいわき連絡事務所

・募集人員

期間中1日につき
各投票所2名(のべ44名)

◆報酬

・投票立会人
日額10,700円

・期日前投票立会人
日額9,500円

◆応募方法

住所・氏名・生年月日・電話番号・投票立会人または期日前投票立会人の希望・立会希望の投票所を電話かファックス、またはメールでご連絡ください。

◆その他

・衆議院議員総選挙の選挙期日は、現段階ではまだ決まっておりません。選挙期日が決まりましたら、選挙管理委員会から連絡をさせていただきます。

・応募状況等によりご希望に添えないこともありますので、ご了承ください。

・ご質問等があれば、選挙管理委員会までお問い合わせください。

【応募・お問い合わせ先】

大熊町選挙管理委員会
(総務課内)

☎0120-26-3844
Eメール
somu@town.okuma.fukushima.jp

大熊町健康増進施設の 利用券を払い戻します

大熊町健康増進施設利用券（400円）の払戻については、平成24年2月15日期限となっておりましたが、期間を延長いたします。

なお、利用券の払戻については、今回をもって終了いたしますのでご了承ください。

◆受付期限

平成24年12月20日（木）まで
（土・日・祝日を除く）

◆受付先

大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

◆払戻方法

払戻申請書を送付いたしますので、企画調整課までご連絡ください。

※お支払いは、口座振り込みのみとなります。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

警戒区域からの持ち出し 車両の再計測・再洗浄に ついて

平成23年3月12日以降に警戒区域から持ち出した車両について、住民の皆様からの要望により、個別に再計測・再洗浄を行っております。

なお、楢葉町の区域の見直しに伴い、現在Jヴィレッジで実施しております持ち出し車両の再計測・再洗浄について、平成24年9月1日以降は毛萱・波倉スクリーニング場に移管することとなりました。

これにより、その手続き方法と会場が変更となりますので、平成24年9月1日以降に再計測・再洗浄を希望される場合には、事前にご予約をお願いいたします。

※毛萱・波倉スクリーニング場とは、福島第二原子力発電所に隣接する駐車場

【お申し込み先】

東電環境エンジニアリング(株)
予約先電話番号

☎080-6857-4115

受付時間

午前8時30分

午後5時30分まで

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
災害対策本部

大熊町区域見直し案をお知らせします

大熊町内の区域の見直しについて、大熊町としては基本的に線量の違いによって区域を分け、線量の低いところは、除染の基地や町の管理の拠点をできるだけ大熊町内に設けるといった観点から除染を進めていく方針です。

また、行政区としてのまとまりを求める声もあり、行政区による区分方法を取り入れ、図のような区域見直し案となりました。この案では、中屋敷区が「避難指示解除準備区域」、大川原1・2区が「居住制限区域」、その他の行政区が「帰還困難区域」としています。

避難指示解除時期については、除染の見通しが立たない、生活基盤の整備ができないことから、大熊町として5年間は帰還しない方針を出す予定です。それに伴って、財物賠償の住宅、宅地、精神的損害については、町が

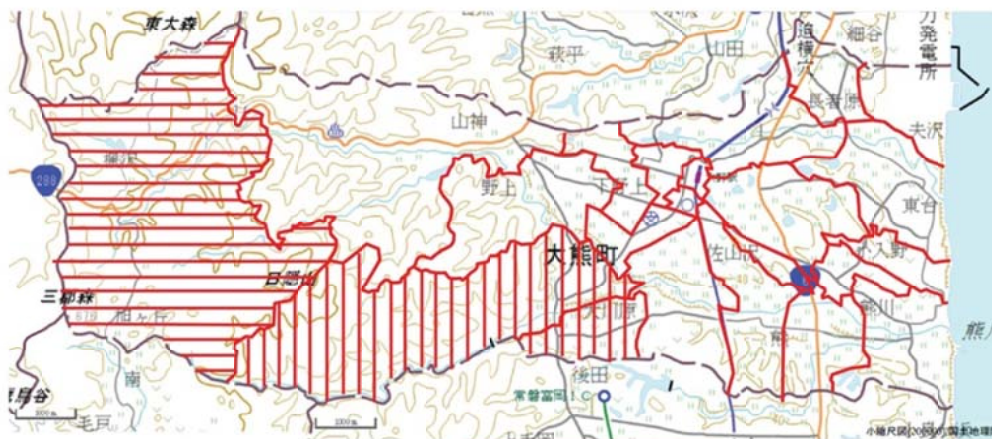
5年間帰還しない宣言をした場合、居住制限区域や避難指示解除準備区域も帰還困難区域と同等の一括補償請求ができることとなります。

町としては、線量区分を基本としてまず区域を分けて、除染についてしっかり取り組むため、これらの案について、今後国と調整して進めていく方針です。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

大熊町区域見直し案



※行政区の境界は大まかなものである

=====
避難指示解除準備区域
|||||
居住制限区域
\\\\\\\\\\
その他：帰還困難区域

常磐自動車道(いわき中央IC～広野IC間) 昼夜間連続通行止めについて

NEXCO東日本いわき管理事務所(福島県いわき市)は、常磐自動車道いわき中央インターチェンジ(IC)～広野IC間において、東日本大震災で被災した路面補修工事を実施するため、下記のとおり昼夜間連続通行止めを実施します。

◆通行止め区間：

- (1) 常磐自動車道 いわき中央IC～いわき四倉IC間 (上下線)
- (2) 常磐自動車道 いわき四倉IC～広野IC間 (上下線)

◆通行止め期間：

- (1) 平成24年9月22日(土・祝日)～10月6日(土)
(予備日 10月7日(日)～10月12日(金))
- (2) 平成24年10月20日(土)～11月5日(月)
(予備日 11月6日(火)～11月11日(日))

◆通行止め時間：

規制開始日の朝6時から規制解除日の朝6時まで

◆迂回路：

- (1) 国道6号、国道49号、県道35号
- (2) 国道6号、県道41号

◆工事内容：

路面に生じた段差等の補修工事を行います。

◆通行止めに伴う乗継料金調整について：

昼夜間連続通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまは、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」をします。

◎乗り継ぎ可能な料金所

※乗継料金調整は、いわき中央～いわき四倉間(上下線)のみ

○上り線

流出IC : いわき四倉IC

再流入IC : いわき中央IC、いわき湯本IC、
いわき勿来IC、いわき三和IC、
小野IC

○下り線

流出IC : いわき湯本IC、いわき中央IC
いわき三和IC

再流入IC : いわき四倉IC

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター
(24時間オペレーターが対応します。)

電話 0570-024-024

(PHS・IP電話からは03-5338-7524)

賠償情報

○斎場使用料(火葬費用)の差額の賠償について

避難先で斎場を利用する場合、大熊町に居た時より高額な斎場使用料(火葬費用)を支払わざるを得ないケースがあります。避難中に負担した斎場使用料については、避難先の斎場使用料と大熊町での斎場使用料との差額が、東京電力の原子力損害賠償の対象となりますので、請求書の「その他」に事情を記入し、領収書等、負担した事実がわかる書類を添付して東京電力へ請求してください。

なお、斎場使用料を負担した時期の請求書を合意してしまった後でも、斎場使用料の差額は追加請求できます。

○検査費用(人)の賠償について

第4回目請求から、「検査費用(人)」の賠償項目欄が削除されています。これは、福島県の「県民健康管理調査」の開始にともなって検査費用の負担が無くなることを前提に削除されたものです。

しかし、現時点では、検査受診体制が整備途上であるため、実際に検査費用を負担しなければならない場合があります。その場合、請求書の「その他」の「上記以外」欄に内容等を記入し、東京電力に請求すれば賠償されます。

また、実際に負担した交通費・宿泊費等についても、同様に「その他」で請求できます。

詳しくは

「東京電力(株)福島原子力補償相談室
フリーダイヤル 0120-926-404」
へお問い合わせください。

賠償・支援相談窓口を開設しています

◆相談日 毎週 火曜日・木曜日 午後1時～4時

◆場所 大熊町役場会津若松出張所
企画調整課内

◆相談料 無料

◆協力 福島県司法書士会会津支部

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課

第一次大熊町復興計画（案）最終取りまとめを提出しました



大熊町復興計画検討委員会が9月6日、渡辺町長に「第一次大熊町復興計画（案）最終取りまとめ」を提出しました。

この最終取りまとめは、今年3月に提出した「第一次大熊町復興計画（素案）」に、5月に実施した町民アンケートの結果を反映させています。特に「短期的取り組み（直近の課題）」と「中期に向けた取り組み（町外拠点設置まで）」を中心に検討を重ね作成されています。

菅原祐樹委員長は「ふるさとを思う私たち町民の思い、願いを一刻も早く実現していきましょう」と手渡し、渡辺町長は「真摯に受け止め、一日も

早い大熊町の復興を目指します。9月議会に提案し、承認を得て、復興の指針としていきます」と計画（案）を受け取りました。

この計画（案）は今後、9月11～21日に開かれる第3回大熊町議会定例会に提案されます。議会に承認され、正式な復興計画となり次第、町民の皆様にお知らせします。

町民掲示板

昭和58年度大熊町中学校卒業(昭和43年・44年生まれ)同窓会を開催します

この度の、東日本大震災並びに原発事故により、多くの同級生を含む大熊町の知人の所在確認が困難となりました。

何とか所在を確認出来た方もいますが、所在確認の出来ない方もいます。

故郷へ帰れないのは住民だけではありません。大熊町を故郷に持つ私達もとても辛い気持ちです。

それぞれの避難先で苦勞されていることとは思いますが、同級生に会いたいと言う要望が多々あり、来年1月に同窓会をしようということになりました。

しかし、所在の確認のできない地元同級生に開催を知って欲しく、広報おおくまに掲載しました。広報をご覧頂いた、同級生又はご家族の方からのご連絡をお待ちしています。

1人でも多く同窓会に参加していただける様ご協力の程、宜しくお願い致します。

なお、ご連絡を頂いた方に詳細をご連絡いたします。

○対象：昭和58年度大熊町中学校卒業生（昭和43年・44年生まれ）

○日程：平成25年1月2～3日（1泊）

○場所：いわき湯本温泉 雨情の宿 新つた
（福島県いわき市常磐湯本町吹谷58）

【連絡先】

高橋 直美（旧姓：多田）

携帯：090-5194-0649 mail：naotan425@yahoo.co.jp

